

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 新社屋落成パーティーの費用

Q : 当社の新社屋が完成し、取引先や株主を招待して落成パーティーを行いました。

このパーティーの費用は、建物の取得価額に算入しなければならないのでしょうか。

A : 建物の取得価額に算入する必要はありません。交際費として処理することになります。

【解説】

建物の新築に当たっては、起工式、棟上式、落成式等の費用の発生が考えられます。

ところで、減価償却資産の取得価額には、取得に要した一切の費用が含まれますので、起工式、棟上式の費用は、建物の取得価額に算入しなければなりません。

しかし、落成式の費用は、建物の取得後に発生する費用ですから、その取得価額に算入しないことができます。

したがって、ご質問の落成パーティーの費用は、建物の取得価額に算入する必要はないのですが、次は、落成パーティーの費用が交際費に該当するかどうかが問題になります。

税法の通達では、「会社の何周年記念又は社屋新築記念における宴会費、交通費、及び記念品代などの費用」は交際費であるとし、一方、「社内の行事として行う創立記念、新社屋落成式等で、従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用」は交際費ではないとしています。

ご質問の場合、取引先、株主を招待してのパーティーですから、交際費に該当することになります。

